

知っているのと税の申告をする際などに役に立つ「医療費控除」について、2回シリーズでお知らせします。

第2回目は「作成編」です。「知識編」は広報とうかい(10月25日号)に掲載していますので、併せてご覧ください。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

医療費控除には手続きが必須！ 申告までの流れをチェック

税務に関する申告(確定申告や住民税申告など)の際に、医療費控除の手続きができます。申告書を作成するに当たり、大まかな申告までの流れをご紹介します。

必要書類をそろえる

収入(源泉徴収票等)や控除(控除証明書等)が分かるもの、医療費の領収書などの書類をそろえる。

申告書入手し、作成する

税務署や税務課で申告書入手し、書類を基に作成する。※「e-Taxシステム」を利用し、画面上に入力しながら作成することもできます。

申告書を提出する

作成した申告書を税務署へ持参、または郵送する。

医療費通知の添付で記載内容を簡略化できます「医療費控除の明細書」

通常の医療費控除を申告するには「医療費控除の明細書」の作成が必要です。医療機関等で治療を受けた人、病院・薬局ごとに、領収書を基にして1年間(1月1日～12月31日)で支払った医療費や高額療養費、保険会社からの保険金などの補てん額を集計したものを明細書に記載します(左ページ参照)。医療費控除の明細書に記載した領収書の添付は不要ですが、税務課や税務署から該当の領収書の提示や提出を求められる場合があるため、5年間保存する必要があります。※平成29年～令和元年分は、領収書を添付する以前の方法での医療費控除の申告もできます。

【ポイント】明細書は領収書等を基にして作成しますが、健康保険組合等から届く「医療費通知」(下の6つの要件を満たすものに限る)を添付し、明細書の記入を省略することもできます。

医療費通知を使用する際の要件

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた方の氏名
- ④療養を受けた病院・薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費額
- ⑥保険者等の名称

【注意事項】

「医療費通知」は診療月から2～6か月以降に届きます。申告する時点で届いていない分の医療費は、従来通り領収書を基に明細書へ記載してください。

医療費の通知に記載されない、治療のために薬局等で購入した薬品代等も、忘れずに記載してください。

特定の医薬品を購入した際に使用します「セルフメディケーション税制の明細書」

1年間に購入した特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等を集計し「セルフメディケーション税制の明細書」を作成します。医療費控除の明細書と同じく領収書は5年間保存する必要があります。

明細書に加えて、健康の維持増進および疾病予防の取組みを明らかにする書類(領収書または健康診断等の結果通知表等)の添付または提示が必要です。なお、取組みにかかる費用は控除の対象にはなりません。

【ポイント】申告をする方が一定の取組みを行ったことが明らかである上で、スイッチOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えた場合のみ、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の対象となります。

健康増進などの取組みの例

- ▼インフルエンザの予防接種または定期予防接種
- ▼職場で受ける定期健康診断
- ▼特定健康診査
- ▼人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)など

【注意事項】

一定の取組みを行ったことを明らかにする書類は、写しでも構いません。※▽氏名▽取組みを行った年▽取組みに係る事業を行った保険者、事業者等の名称または取組みに係る診察を行った医療機関の名称(医師の氏名でも可)——の記載があるものに限ります。

注)医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかを選択して申告します。

▼通常の医療費控除を行う際の記載例です。「セルフメディケーション税制の明細書」の記載についての詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

記載例

令和 元 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 茨城県那珂郡東海村東海△△-□

氏 名 東海 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
 ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる
56,753 円	52,600 円	

医療費通知(原本)を提出する場合に記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
東海 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	250,000 円	200,000 円
東海 太郎	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	
東海 太郎	JR 東海~水戸 往復 (460 円×5 回)	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,300	
東海 花子	〇〇歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,400	
東海 ハナ	特別養護老人ホーム	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	150,000	
2 の 合 計			447,700	200,000
医療費の合計			A (㉗+㉘) 500,300 円	B (㉗+㉘) 200,000 円

治療を受けた人、病院・薬局ごとにまとめます。

医療費の領収書等から必要事項を記載します。

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	500,300 円
保険金などで補てんされる金額	200,000
差引金額 (A - B)	300,300
所得金額の合計額	5,226,000
D × 0.05 (赤字のときは0円)	261,300
E と 10万円のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額 (C - E)	200,300

A	申告書第二表の「所得から差引かれる金額」の医療費控除額欄に記入します。
B	申告書第二表の「所得から差引かれる金額」の医療費控除額欄に記入します。
C	申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の金額を転記します。
D	
E	
F	
G	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除額欄に転記します。

医療費控除額を計算し、確定申告書に転記します。

医療費通知(医療費のお知らせなど)を提出することにより、明細書が簡単に作成できます。

12月4日(水)に、中央公民館で、医療費控除を中心とした所得税の還付申告についての講座を開催します。詳細は、「情報ガイド」(11ページ)をご覧ください。また、確定申告や住民税申告についてのお知らせは、「広報とうかい(令和2年1月25日号)」に掲載する予定です。